

鳥取県高校生 2 級技能検定受検奨励金支給要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、技能検定の受検手数料に係る負担を軽減し、受検を促進することを目的として、高校生が 2 級技能検定を受検する場合において、平成 22 年 3 月 31 日鳥取県告示第 190 号に定める手数料の額のうち、実技試験受検手数料の相当額について、高校生に対し、鳥取県高校生 2 級技能検定受検奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「高校生」とは、受検申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者
- (2) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）の高等課程に在籍している者
- (3) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）の 1～3 学年に在籍している者

(支給の要件)

第 3 条 奨励金は、高校生が、2 級技能検定の次表の職種を受検するため、鳥取県職業能力開発協会に受検手数料を払い込み、鳥取県高校生 2 級技能検定受検奨励金支給申請書（様式第 1 号）（以下「支給申請書」という。）を受検票、在学証明書等とともに県に提出した場合で、第 7 条に定める支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該高校生に対して支給するものとする。

職種	園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、家具製作、建築大工、フラワー装飾
----	--

(支給限度額)

第 4 条 奨励金は、高校生の 1 回の受検に限り、3,100 円を限度として支給する。

(申請期間)

第 5 条 奨励金の支給の申請は、技能検定実技試験の試験日から起算して 90 日以内に行うものとする。ただし、試験日が属する年度の 3 月 20 日までに行わなければならない。

(支給の申請方法)

第 6 条 奨励金の申請を行う高校生は、支給申請書に次の各号に掲げる書類を添えて鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課長（以下「産業人材課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書（実技試験日以降に取得したもの）等高校生であることを証明する書類
- (2) 申請に係る受検票の写し

(3) 前各号のほか、産業人材課長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 産業人材課長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 産業人材課長は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。

3 産業人材課長は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、鳥取県高校生2級技能検定受検奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第2号、不支給の場合は様式第3号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。

4 産業人材課長は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(不支給要件)

第8条 産業人材課長は、申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとする。

(奨励金の返還)

第9条 産業人材課長は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県高校生2級技能検定受検奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途産業人材課長が定める。

附 則

この要領は、令和8年3月26日から施行する。